

『速旅 驚得！激得！スゴ得！みえ周遊ドライブプラン 2021』 利用規約
〈周遊エリア内乗り放題プラン用〉

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と株式会社JTBコミュニケーションデザインが発行し、株式会社JTBビジネストラנסフォームが管理する別表1に定める三重県内の観光施設等をご利用いただけるお買い物券（以下「お買い物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び株式会社JTBコミュニケーションデザイン、株式会社JTBビジネストラנסフォームが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2021年11月5日（金）から2022年2月28日（月）までの期間とします。この期間のうちお申込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申込みの場合には、お申込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買い物券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下、「施設利用日」といいます。）にお引換えいただけます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 年末年始等の交通混雑期（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）

2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジまたは出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへのお申込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者（以下「申込者」といいます。）が会員登録時に登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書（以下「申込確認書」といいます。）をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）」（以下「会員マイページ」といいます。）上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。
- 4 お買い物券の料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 申込確認書は、施設利用日に別表1に定める引換施設にて、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。
- 7 第16条第1項、同第2項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（お買い物券の引換・利用方法）

- 第8条 お申込み時に登録した施設利用日に、別表1に定める引換施設のいずれかにお立ち寄りのうえ、スマ

ートフォン・タブレット画面に表示した申込確認書をスタッフにご提示ください。続いてスタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認したのち、お買い物券を提供いたします。

- 2 本プランのご利用には、スマートフォン・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書のご提示のみでは、お買い物券を提供することはできません。
- 3 施設利用日の変更を希望される場合（ただし利用可能期間内の日に限ります）は、その旨を引換施設のスタッフに申し出た上で、スタッフの案内に従ってください。
- 4 お買い物券の利用対象施設は別表1のとおりで、利用期限は2022年2月28日（月）までとなります。
- 5 お買い物券の額面は1枚あたり500円となります。券面には1から順番に数字が付されておりますので、1から順にご利用ください。なお、券面に満たないご利用の場合は、おつりはお出しできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表3に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

- 2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、または、周遊エリア外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）を請求いたします。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金を請求いたします。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもってご利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した最後の通行を満了した時点をもってご利用を終了したものとします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

- 2 料金所を通過するときは、お申込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申

込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

- 2 当社は、高速定額利用料金とお買い物券の料金を分けて請求いたします。なお、お買い物券の料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器やETC車載器の料金表示等のほか、一時的に「ETC利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならないご通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当する場合は高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 お申込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
- 二 お申込み時に登録した車種以外の車種で通行した場合
- 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出した場合
- 四 利用可能期間に入出口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出口インターチェ

ンジを流出しなかった場合

五 周遊通行以外の通行を行った場合

六 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行

2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき

二 申し込み時に登録した1枚のETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき

3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること

二 お申込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと

三 お申込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(お買い物券の引換の制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは、お買い物券の引換をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき

二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認及び第8条第1項に定める画面認証ができないとき

三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証による方法以外でお買い物券の引換を受けようとしたとき

四 第8条第1項に定めるスマートフォン・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が30分を経過したとき

五 すでに引換を行っているとき

六 利用可能期間以外の日引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）

七 第16条第1項に定める解約を行ったとき（なお引換をした場合は、お買い物券料金を請求します）

八 申込者が、三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、和歌山県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県以外に在住していることが明らかになったとき

九 同じ日に複数のお買い物券の引換を受けようとしたとき

(解約等)

第16条 本プランの申込者は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、会員マイページから本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用もしくはお買い物券のいずれか一方のみを解約することはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含み

ます。)、かつ、第8条第1項に定めるお買い物券の引換を行わなかった場合は、高速定額利用及びお買い物券のいずれの申し込みとも遡って解約がされたものとします。

二 周遊通行を行わなかった場合(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)、かつ、第8条第1項に定めるお買い物券の引換を行った場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がされたものとします。

3 周遊通行を行った場合は、第8条第1項に定めるお買い物券の引換の有無にかかわらず、本プランを解約することはできません。高速定額利用料金及びお買い物券の料金の双方を請求いたします(ただし、当社または株式会社JTBコミュニケーションデザイン並びに株式会社JTBビジネストラנסフォームの責による場合を除きます。)。ただし、お買い物券の引換を行わず、かつ当社公式WEBサイト上の問合せフォームまたは電話にて当社お客さまセンターへその旨の申し出をいただいた場合に限り、申込者の指定する住所(ただし日本国内に限ります)に、株式会社JTBビジネストラנסフォームからお買い物券(3,000円分)を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申出の有効期間は、2022年2月21日(月)までとし、配送するお買い物券の有効期間はお申し出の時期に関わらず2022年2月28日(月)までとなります。

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金とお買い物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護及び取扱い及び提供)

第17条 本プランをお申込みのお客さまの個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知及び防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

3 当社は、第8条に定めるお買い物券の提供、及び第16条第3項に定めるお買い物券の配送の手続きに必要な範囲内で、お客さまの個人情報を株式会社JTBコミュニケーションデザイン及び株式会社JTBビジネストラנסフォームに対して提供します。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランをご利用のお客さまが受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、お客さまの個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき

四 通行止めまたは渋滞により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によってお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：お買い物券の内容・提供・利用条件

内容	① お買い物券（4,500円分：500円券×9枚綴り） ② お買い物券（5,000円分：500円券×10枚綴り）		
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・引換施設及び利用対象施設は以下のとおりです。 ・お買い物券の券面に1から順番に番号が付されておりますので、1から順にご利用ください。 ・有効期限は2022年2月28日（月）までとなります。 		
引換施設	番号	施設名	所在地
	1	関見世吉右衛門	亀山市
	2	名阪関ドライブイン	亀山市
	3	道の駅菰野	三重郡菰野町
	4	湾岸長島 PA(上り線)	桑名市
	5	湾岸長島 PA(下り線)	桑名市
	6	EXPASA 御在所(上り線)	四日市市
	7	EXPASA 御在所(下り線)	四日市市
	8	伊勢志摩みやげセンター王将松阪店	松阪市
	9	安濃 SA(上り線)	津市
	10	安濃 SA(下り線)	津市
	11	勢乃國屋	伊勢市
	12	伊勢シーパラダイス／伊勢夫婦岩めもと横丁	伊勢市
	13	伊勢志摩みやげセンター王将 伊勢店	伊勢市
	14	鳥羽 1 番街	鳥羽市
	15	伊勢志摩みやげセンター王将 鳥羽本店	鳥羽市
	16	伊勢志摩みやげセンター王将 道の駅志摩磯部店	志摩郡磯部町
	17	伊勢湾フェリー(鳥羽のりば/伊良湖のりば)	鳥羽市/愛知県田原市
	18	名阪上野ドライブイン（忍者ドライブイン）	伊賀市
	19	道の駅紀伊長島マンボウ	北牟婁郡紀北町
20	道の駅熊野・花の窟	熊野市	
利用対象施設	エリア	施設名	所在地
	北勢	関見世吉右衛門	亀山市
		名阪関ドライブイン	亀山市
		道の駅菰野	三重郡菰野町
		湾岸長島 PA(上り線)	桑名市
		湾岸長島 PA(下り線)	桑名市
		EXPASA 御在所(上り線)	四日市市
		EXPASA 御在所(下り線)	四日市市
		にぎわいの森	いなべ市
		ナガシマスパーランド	桑名市
		長島温泉湯あみの島	桑名市
		なばなの里	桑名市

	エリア	施設名	所在地
利用 対象 施設	北勢	御在所ロープウェイ	三重郡菟野町
		アクアイグニス	三重郡菟野町
		じばさん三重名品館	四日市市
		アソビックスあさひ	三重郡朝日町
		鈴鹿サーキット	鈴鹿市
		鈴鹿市観光協会	鈴鹿市
		道の駅関宿	亀山市
		亀山 PA(上り線)	亀山市
		亀山 PA(下り線)	亀山市
		大山田 PA(上り線)	桑名市
		大山田 PA(下り線)	桑名市
		中南勢	伊勢志摩みやげセンター 王将松阪店
	安濃 SA(上り線)		津市
	安濃 SA(下り線)		津市
	おやつタウン		津市
	高野尾花街道朝津味		津市
	津駅前観光案内所		津市
	松阪農業公園ベルファーム		松阪市
	はちみつ屋 松治郎の舗		松阪市
	駅弁のあら竹本店		松阪市
	まつさか交流物産館		松阪市
	五桂池ふるさと村		多気郡多気町
	いつき茶屋		多気郡明和町
	VISON		多気郡多気町
	ドライブインあら竹		度会郡大紀町
	道の駅津かわげ		津市
	道の駅美杉		津市
	道の駅飯高駅		松阪市
	道の駅茶倉駅		松阪市
	道の駅奥伊勢おおだい		多気郡大台町
	道の駅奥伊勢木つつ木館		度会郡大紀町
	嬉野 PA(上り線)		松阪市
	嬉野 PA(下り線)		松阪市
	奥伊勢 PA(上り線)	津市	
奥伊勢 PA(下り線)	津市		
伊勢志摩	勢乃國屋	伊勢市	
	伊勢シーパラダイス/伊勢夫婦岩めもと横丁	伊勢市	
	伊勢志摩みやげセンター王将 伊勢店	伊勢市	
	鳥羽 1 番街	鳥羽市	

エリア	施設名	所在地
伊勢志摩	伊勢志摩みやげセンター王将 鳥羽本店	鳥羽市
	伊勢志摩みやげセンター王将 道の駅志摩磯部店	志摩郡磯部町
	伊勢湾フェリー(鳥羽のりば/伊良湖のりば)	鳥羽市/愛知県田原市
	鳥羽水族館	鳥羽市
	鳥羽湾めぐりとイルカ島	鳥羽市
	伊勢志摩スカイライン	伊勢市
	伊勢忍者キングダム	伊勢市
	志摩スペイン村パルケエスパーニャ	志摩市
	賢島エスパーニャクルーズ	志摩市
	ミキモト真珠島	鳥羽市
	鳥羽マルシェ	鳥羽市
	イルカ島売店	鳥羽市
	鳥羽風土	鳥羽市
	世古真珠	鳥羽市
	海工房満帆	鳥羽市
	タイヨウ水産	鳥羽市
	岩戸屋	伊勢市
	レストラン勾玉亭	伊勢市
	茶房太助庵	伊勢市
	松治郎の舗伊勢おはらい町店	伊勢市
	おかげ横丁	伊勢市
	赤福 本店	伊勢市
	赤福 内宮前支店	伊勢市
	赤福 五十鈴川店	伊勢市
	赤福 外宮前特設店	伊勢市
	赤福 二見支店	伊勢市
	赤福 宇治山田駅売店	伊勢市
	赤福 伊勢市駅売店	伊勢市
	五十鈴茶屋 本店	伊勢市
	五十鈴茶屋 五十鈴川店	伊勢市
	ないぜしぜん村	度会郡南伊勢町
ふるさと味工房アグリ	度会郡玉城町	
宮リバー度会パーク (バザールわたらい)	度会郡度会町	
ドライブイン鳥羽	鳥羽市	
朝熊山頂売店	伊勢市	
パールロード鳥羽展望台	鳥羽市	
伊勢志摩物産館	志摩市	
伊賀	名阪上野ドライブイン (忍者ドライブイン)	伊賀市
	伊賀流忍者博物館	伊賀市

利用
対象
施設

	エリア	施設名	所在地
利用 対象 施設	伊賀	忍者修行の里赤目四十八滝	名張市
		伊賀の里モクモク手づくりファーム	伊賀市
		伊賀の国大山田温泉さるびの	伊賀市
		だんじり会館	伊賀市
		西町や かかん	伊賀市
		とれたて名張交流館	名張市
		道の駅いが	伊賀市
	東紀州	道の駅紀伊長島マンボウ	北牟婁郡紀北町
		道の駅熊野・花の窟	熊野市
		夢古道おわせ・夢古道の湯	尾鷲市
		熊野市駅前特産品館	熊野市
		鬼ヶ城センター	熊野市
		熊野古道おもてなし館	熊野市
		おわせお魚いちばおとと	尾鷲市
		道の駅熊野・板屋九郎兵衛の里	熊野市
		道の駅紀宝町ウミガメ公園	南牟婁郡紀宝町
		道の駅パーク七里御浜	南牟婁郡御浜町
		道の駅海山	北牟婁郡紀北町
		紀北パーキングエリア始神テラス「キホクニヤ」	北牟婁郡紀北町

※引換対応時間は施設によって異なりますので、詳しくは当社公式WEBサイトでご確認ください。

※利用対象施設によっては、一部でご利用いただけない店舗・サービス等がございますので、詳しくは当社公式WEBサイトでご確認ください。

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	周遊 エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設利用日 (引換日)
		普通車	軽自動車等		
[お買い物券] 4,500 円分 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝ 三重全域周遊エリア 【2 日間】	A	<u>7,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,100 円 [お買い物券] 3,000 円	<u>6,300 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [お買い物券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 2 日間	左記期間内 のうち 1 日
[お買い物券] 5,000 円分 + [高速道路周遊パス] 【A】 発着なし＝ 三重全域周遊エリア 【3 日間】		<u>8,300 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,300 円 [お買い物券] 3,000 円	<u>7,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,200 円 [お買い物券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 3 日間	左記期間内 のうち 1 日

別表 3 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名阪自動車道 (名古屋西 JCT～伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC～伊勢 IC) ・ 伊勢湾岸自動車道 (名港中央 IC～四日市 JCT) ・ 紀勢自動車道 (勢和多気 JCT～紀伊長島 IC) ・ 新名神高速道路 (四日市 JCT～甲賀土山 IC、亀山 JCT～亀山西 JCT) ・ 東海環状自動車道 (新四日市 JCT～大安 IC)